

WAO nanaco 会員証 利用規約

株式会社ワオ・コーポレーション

第 1 条 (定義)

WAO nanaco 会員証 (以下「本カード」といいます。) とは、株式会社ワオ・コーポレーション (以下「当社」といいます。) が当社の会員に対し発行する会員証で、株式会社セブン・カードサービスが発行する nanaco 電子マネーのサービス (チャージ・支払い・nanaco ポイントの利用等を含み、以下「nanaco 電子マネーサービス」といいます。) の機能を搭載したものをいいます。

第 2 条 (発行)

会員が本カードの発行を受ける場合は、予め nanaco 電子マネーサービスの利用に関し、保護者の同意を得るものとし、なお、本カードの発行 (再発行を含みます) を受けた場合は、直ちに本カードの記載内容を確認し、不備がある場合には遅滞なく当社に届け出るものとします。

第 3 条 (サービスの利用)

1. 本カードは、当社より発行を受けた会員本人のみが利用できるものとし、他人に貸与または譲渡することはできません。
2. 会員は、本カードに搭載された IC チップを利用して nanaco 電子マネーサービス (但し、一部のサービスは受けられない場合があります) 並びに、当社が独自に提供するサービスを受けることができるものとします。
3. 会員は、本カードの利用にあたっては、本規約を遵守するものとします。なお、nanaco 電子マネーサービスの利用については、会員の自己責任において行うものとし、別途株式会社セブン・カードサービスが定める「nanaco カード会員規約 (提携先発行カード用)」、「nanaco ポイントサービス特約 (提携先発行カード用)」、「提携先発行カード (WAO 会員証) における特約」 (以下、総称して「nanaco カード会員規約等」といいます。) に従うものとします。

第 4 条 (取扱い上の注意)

本カードに搭載されている IC チップは、取扱いによっては使用できなくなる場合がありますので、本カードの取扱い (特に以下の取り扱い) には十分注意してください。

- (1) 折り曲げたり衝撃を加えたりしないこと
- (2) 磁気に近づけたり静電気を帯電させないこと
- (3) 高温または多湿になる場所に保管しないこと
- (4) 硬いものでこすったり薬品で拭いたりしないこと
- (5) 他の IC カードと 2 枚重ねて使用しないこと

第 5 条 (カードの所持)

会員が当社の施設・サービス等を利用する際には、必ず本カードを所持するものとします。なお、本カードを忘れた場合、または本カードの提示がない場合は、当社が提供するサービス等の利用ができない場合があることを、予め了承するものとします。

第 6 条 (紛失・盗難)

1. 本カードを紛失した場合、または盗難に合った場合は、速やかに当社に連絡の上、所定の手続きを行うものとします。
2. 紛失または盗難にあった本カードを発見した場合は、所定の手続きに従って当社に届け出るものとします。
3. 本カードを紛失・盗難その他の事由により他人に利用された場合に生じた一切の損害については、本カードの保有者である会員がこれを負担するものとします。

第 7 条 (再発行)

1. 会員は、本カードの紛失・盗難、破損・汚損、その他本カードの再発行を必要とする事由により再発行を依頼する場合には、当社に再発行の申請を行い、承諾を得るものとします。
2. 前項に基づき本カードの再発行を受ける場合は、当社所定の手数料を負担するものとします。

第 8 条 (個人情報等の保護)

1. 当社は、別途当社が定める個人情報保護方針及びプライバシーポリシー等に従い、当社が提供するサービスの円滑な利用等、定められた利用目的以外の目的には個人情報を利用しないものとします。
2. 本カードの発行にあたり、当社より株式会社セブン・カードサービスに対し、会員の個人情報の提供は行いません。

第 9 条 (退会等)

1. 会員が、退会等により当社の会員資格を喪失した場合は、nanaco 電子マネーサービスの会員としての資格も同時に喪失するものとします。
2. 前項にもとづき当社の会員資格を喪失した場合は、速やかに本カードを当社に返還するものとします。なお、その場合、電子マネーの残高や蓄積されたポイント等は払い戻しできませんので、本カードの返還時までにはすべて使い切るようにしてください。

3. 退会後の紛失・ICチップ不良による再発行・機能停止・残高の引継等はお受けできませんのでご注意ください。

第10条（利用停止）

会員は、次のいずれかに該当した場合は、当社が本カードの利用を禁止し、その機能を停止することができることを承諾するものとします。

- (1) 入会申し込み時に虚偽の申告をした場合
- (2) 本規約及びnanacoカード会員規約等に違反した場合
- (3) 本カードの券面上に記載された内容を無断で改変した場合
- (4) 本カードに搭載されたICチップに記録された内容を改ざんした場合
- (5) その他、本カードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合

第11条（免責）

会員は、本規約及びnanacoカード会員規約等を遵守するものとし、本規約及びnanacoカード会員規約等の違反により生じる一切の損害を負担するものとします。

第12条（規約の変更）

当社が本規約を変更した場合は、会員に対し速やかにその内容を通知または公示いたします。なお、当該変更の内容が本カードの利用に重大な影響を及ぼす可能性があると当社が判断した場合には、事前に予告をした上で変更内容を実施いたします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● カード発行元
株式会社ワオ・コーポレーション
〒530-0015 大阪府大阪市北区中崎西 1-5-14● nanaco 電子マネー発行元
株式会社セブン・カードサービス |
|---|